山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年８月７日（金）午前９時０１分から午前１０時１５分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１１名）

農業委員　　６名
推進委員　　５名

４．　欠席委員（４名）

農業委員　　２名
推進委員　　２名

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）
日程２　会長挨拶（会長）
日程３　諸般事情報告
日程４　議事録署名委員の指名について
日程５　議第２４号非農地証明願に対する認定について
日程６　議第２５号山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）に対する意見決定について
日程７　議第２６号農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見決定について
日程８　その他
日程９　今後の行事
日程１０閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員　　事務局長

７．　会議の概要

事務局長	それでは、ご起立願います。一同、礼。御着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は８名で、本日の出席委員は、６名であります。山江村農業委員会総会規則第８条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。 それでは只今より、令和８年８月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程２「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	（会長挨拶）

事務局長	ありがとうございました。次に日程３「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。 （なしの声）
事務局長	ないようですので、次に移ります。日程４「議事」に入ります。日程４以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
会長	はい。着座のまま進行させていただきます。よろしくお願いいたします。これより、議事に入ります。まず、日程４議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は３番農業委員、５番農業委員にお願いいたします。
会長	次に日程５、議題２４号「非農地証明に対する認定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	それでは、議第２４号につきましてご説明いたします。総会資料の１ページをご覧ください。議題２４号「非農地証明に対する認定について」農地法第２条第１項の規定に該当しない土地として非農地証明願届け出があったので認定について審議を求める。令和８年８月７日提出、山江村農業委員会会長。２ページから３ページが非農地証明願の写しとなっております。詳細につきましては、３ページの別紙をご覧ください。全部で１８筆、申請が上がっております。非農地となった時期や事由につきましては、２ページの証明願の２の欄をご覧ください。申請人の父が亡くなった平成２０年頃から、ご本人を含め、ご家族が耕作することができずに、荒廃してしまったということでございます。４ページから７ページまでに地籍図を載せてあります。これは、申請のあった農地です。赤囲みの所になります。８ページから９ページに現況写真を添付しております。なお、現況写真につきましては、多数の筆が現地まで行くことが困難なところにございましたので、一部しか写真の方も撮れておりません。１０ページから１１ページの調査報告書をご覧ください。上から７番目の農地につきましては、現況写真の８ページの②ですね。既に車庫が建っておりまして、今後転用の是正指導を行っていきたいと思っております。それから、１番下の農地につきましては、農振農用地であり、非農地証明の審査から除外しております。その他の 16 筆につきましては、調査報告書に記載のとおりで、農地としての復元は非常に困難であると考えております。

	なお、皆様に別添資料１として、「山江村農業委員会非農地証明に関する事務取扱要領」というのを１枚紙で別紙でお配りしておりますが、それに該当するかということで、審査を行っております。本日は勉強会を総会が終わった後に、少ししますのでその時に、詳しくお話をさせていただければと思います。現地調査につきましては、申請人の担当農業委員、担当推進委員と８月３日に行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明を致します。８月３日、午前９時５０分より申請人の方、局長、担当推進委員、私の４名で現地調査を行いました。場所は、大平地区の民家周辺になります。現在は、竹が生い茂り、現場まではとても入っていけない状態でありました。現在は申請人の方が、法務局の方に相談しておられ、書類提出の段階でございます。非農地としての山江村農業委員会の承認が必要ということでございますので、よろしくお願いします。それと申請人の方は、農業の方に従事したことはなく、これからも農業はしないというようなことでございました。非農地としての審議の方、よろしくお願い申し上げます。また、その中で上から７番目の農地の局長から説明のあった倉庫に関しましては、皆様のご審議をお願いしたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いを申し上げます。
会長	はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。
担当推進委員	はい。ありません。
会長	それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。
○○農業委員	（挙手）
会長	はい。○○委員。
○○農業委員	これは畑地から非農地にすることによって、なんかあるんですかね。
事務局長	本人さんが申請に来られた時に農地もそんなに広くもないし、評価

	額的には低いので、税金等、そうかかっていないんですけど現状に合わせたいと、どうしても山林化しているので畑じゃなくて山林とか原野というような地目の方に変更したいということでございました。
○○農業委員	ありがとうございます。
会長	他にございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	推進委員の方から何かありませんか。
○○推進委員	（挙手）
会長	はい。○○推進委員。
○○推進委員	上から７番目の農地の倉庫ですけど、そこに建てられて、今は目的は何で使っているのかは分かりますか。
事務局長	はい。現地で本人さんから話を伺ったところ、本人さんと別の方が口頭で、土地を譲り受けて、車庫を建てられた。まだ代金は払っとらんということで、しっかりとした契約じゃないので、そこもうやむやなんですけど、どうしようかなという話をされていました。買ったのは申請人さんが小学校のころなんで 40 年くらい経ってるんですが、それを証明する資料がないので、前回１回新しい方は知らないと思いますが、建物登記のですね、その証明があればですね、明治から立ってましたという案件があったんですけど、そういう証拠があればですね、調査報告書にあります、農地法施行日以前から非農地だったという証明ができるんですけど、ちょっとまだそこが、確認が取れないということなので、第三者に移ってるので５条で申請をし、是正指導して、顛末書付きの５条申請をしてもらった方が、いいのかなということで事務局としては考えております。
○○推進委員	農業用倉庫ではないわけですね。
事務局長	林業をされていますので、林業のユニックとかを入れるために車庫を作られたと。
○○推進委員	分かりました。ありがとうございます。

会長	他にはございませんか。 （なしの声） 先ほどの〇〇委員の方からの件につきましては、先ほどの事務局長の説明ということでよろしいでしょうか。 （異議なしの声） ちょっと私からもよかですか。
事務局長	はい。
会長	一回建ててしまって、法律云々ありますけど、現状がこうだから、そういった方向でもできる、それともこの土地柄、そこが狭小地とかで見逃される、見逃されるってのはおかしいですけど、過ぎたことになっているのかなという気もしますけど。
事務局長	一応農地法っていうのは農地を守る法律でがっしりしてるんですけど、今国にも登記地目と現況を合わせていく、でも狭小地とかもこれから機械化が進んでいきますので、そういった機械も入らない。傾斜地っていうのは極力農地を現況に合わせて、地目を合わせていくような方針なので、土地柄ここは山間地なので、そういった土地が多いので、おのずと非農地になる確率は高いですけども、まず、絶対にやってはいけないのは、農振地とか農地を守らんばんっていうところは外していくということでございますので、優良農地は残しつつ、山間地の今後も耕作されないだろうというところは、現況に合わせていくっていうのを進めているところです。この転用ですね、建てたままになるんじゃないかということですけれども、一応こういう所は指導をしていくのが大前提であるというところで、農地法が昭和 28 年くらいから執行されていますけど、それ以前のものは建っていればそれはもともと農地じゃなかったということで証明ができれば非農地証明を出していいということでございますので、違反転用とそこのすみ分けはちゃんとしてくださいっていうふうな指導はあってます。
会長	はい。ありがとうございました。
会長	それでは他に意見はございますか。 （なしの声）

会長	ないようでしたら、採決を致したいと思います。非農地証明の認定につきまして、上から７番目の農地並びに１番下の農地を除く 16 筆を認定することで、異議がない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	全員挙手ということで、非農地証明願に対しては、上から７番目の農地並びに１番下の農地を除く 16 筆を認定し、証明書を発行することで決定いたします。
会長	次に、日程６議第２５号「山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）に対する意見決定について」を議題とします。案件につきましては、１６ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。１番と２番の借り手、３番と４番の借り手が同一となっておりますので、１番と２番、３番と４番の借り手ごとに審議したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声）
会長	それでは異議なしということで、事務局より議案の朗読と賃貸借の新規設定２件２筆分について、説明をお願いいたします。
事務局長	はい。議第２５号についてご説明いたします。総会資料の１２ページをお開きください。議第２５号「山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）に対する意見決定について」令和８年山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和８年８月７日提出、山江村農業委員会会長。１３ページから１４ページが意見書の写しとなっております。１５ページが総括表です。１６ページ並びに１７ページの利用権の設定等一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しております。左から「使用貸借権」、「賃借権」等の区分、貸し手、借り手の氏名が掲載されております。貸し手と公社は１０年から１０年３ヶ月、公社と借り手は、５年から１０年３ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は（ア）のとおりとなっております。次に１８ページ、１９ページをご覧ください。農地利用集積等計画書です。今回利用権を設定する地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件は新規設定５件、更新１件で、総面積は 9,987 ㎡でございます。

	それでは、賃借権の新規設定２件２筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、まず１番目の方です。貸し手につきましては、２０ページ、借り手につきましては、２９ページをご覧ください。（申請内容について説明）。次に２番目の方です。貸し手につきましては、２５ページをご覧ください。（申請内容について説明）。借料の支払いにつきましては、１番目、２番目とも物納となっております。物納の内容につきましては、２１ページと２８ページとなっております。3 番の①物納で数量と書いてありますが、そこの玄米１２０㎏と書いてあるのが、借料の対価になっています。２２ページと３０ページに地籍図、２３ページと３１ページに現況写真を、２４ページと３２ページに調査書をそれぞれ添付しております。現地調査につきましては、担当の農業委員と担当推進委員とともに、８月３日に行っております。なお、貸し手の方、借り手の方につきましては、後日、電話及び対面により内容について確認しております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりました。本日は、担当の農業委員が欠席ですのでございます。同様に確認を行いました担当推進委員から補足説明をお願いいたします。
担当推進委員	ご説明いたします。８月３日９時より、担当農業委員、局長と私で、出し手の方と受け手の方は欠席でございました。写真を見ていただくと分かりますけど、（場所について説明）。現在は、植え付けもされ周りも綺麗に管理されている状況でありました。問題はないと思います。また、これまで口頭契約で違う方に耕作をお願いしておられましたが、その方が耕作をされないということで、今回は農業公社を通しての貸付を行うことになりました。ご審議の程よろしくお願いします。
会長	はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かご質問ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方から、質疑・意見はございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員の方から、ご質疑ございませんでしょうか。

	（なしの声）
会長	質疑ございませんので、採決を致します。新規設定２件２筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
会長	全員挙手をいただきました。新規設定２件２筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	続きまして、賃借権の新規設定２件３筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは､賃借権の新規設定２件３筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、まず３番目です。(申請内容について説明)。３番目の案件につきましては、３４ページ、３５ページに相続人の貸付同意書を添付しております。４番目の方は、４０ページをご覧ください。(申請内容について説明)。借料の支払いにつきましては、３番目、４番目とも物納となっており、内容につきましては、３６ページ並びに４１ページのとおりとなっております。内容につきましてはご確認お願いします。３７ページと４３ページに地籍図、３８ページと４４ページに現況写真を、３９ページと４５ページに調査書をそれぞれ添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当の農業委員と推進委員とともに、８月３日に行っております。なお、貸し手の方につきましては、後日、電話及び対面により内容について確認しております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員から補足説明をお願いいたします。
担当推進委員	はい。ではご説明いたします。８月３日、９時０５分より、担当農業委員、局長、受け手の方と私。出し手の方は欠席でございました。(場所について説明)。ここもまずは、違う方が耕作されてましたけれども、今回は農業公社を通しての貸付になられるということでありました。植え付けもされており、周りも綺麗に管理されている状況であります。何も問題はないと思いますけど、慎重なご審議をよろしくお願いします。以上です。
会長	それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入

	ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方からご質問、ご意見ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員の方、質疑ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	質疑がございませんでしたので、それでは採決をいたします。新規設定２件３筆分について、異議がない方は挙手をお願います。 （全員挙手）
会長	全員挙手ということで、新規設定２件３筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	続きまして、使用貸借権の新規設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。５０ページの調査書の下から２行目の〇〇農地利用最適化推進委員の部分を削除願います。 それでは、使用貸借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。４６ページと４７ページをご覧ください。（申請内容について説明）。現地調査につきましては、担当の農業委員とともに、８月３日に行っております。なお、借り手の方につきましては、事前に相談がありましたので、ご本人と内容を確認しております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	それでは、ご説明いたします。８月３日の午前９時２５分くらいから、担当推進委員が急遽欠席というところでしたので、事務局長と私の２名で現地確認を行いました。出し手、受け手の方は欠席されてお

	りました。(場所について説明)。面積が、793 ㎡となっておりますが、そのうち栗が植えられているなどを除いた約 400 ㎡の面積を借りられるということでした。現状は露地野菜を作付けするということで、今もすでにキュウリとかを植えておられました。問題は全くないかなと、綺麗に農地として利用されていると現地確認した時に分かりましたので、特に問題はないかと思います。慎重・審議をお願いします。
会長	それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方から何かご質問、ご異議ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	すみません、私から、793 ㎡のうちの栗を除いてというお話でしたが、これは栗を含めて借りるということでしょうか。
事務局長	栗はですね、管理しないということで、出し手の方が管理をされると、あと、畑の中にお墓があるということで、実際、耕しているところだけを借りるというところでございます。
会長	面積の 793 ㎡ってのはどうなりますか。
事務局長	あの、公社と産業振興課の担当とも話したんですけど、そういう借り方もあるということで、一応１筆分で貸し借りをして、そのうち使う分はお互いが、これだけということで大丈夫ですということでした。
会長	最適化推進委員の方から何かご質問ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員さん、ご質問ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	はい。異議はございませんでしたので、それでは採決を致します。新規設定１件１筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手により、新規設定１件１筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	続きまして、使用貸借権の更新設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、使用貸借権の更新設定１件１筆分についてご説明いたします。使用貸借権の更新設定に係る申請でございます。更新につきましては、出し手が例えば農業公社に１０年預けますと、借り手は、最初の５年借りますっていう形で残りの５年あるんですけども、その５年も同じ方に貸すっていう形が更新設定になります。ですので引き続き借りるということでございます。（申請内容について説明）。調査につきましては、事務局において確認を行っております。（場所について説明）。現在は５３ページの写真のとおり、水稲が作付けされており、きちんと管理されている状態でございました。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質問ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方から質疑、ご意見等ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度農業委員さんの方から質疑、ご意見の方ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	他に質疑ございませんでしたので、それでは採決をいたします。更新設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願います。 （全員挙手）
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手によりまして、更新設定１件１筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	次に、日程７議第２６号「農業経営基盤促進法に基づく地域計画の

	変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは議第２６号についてご説明いたします。総会資料の５５ページをお開きください。議第２６号「農業経営基盤促進法に基づく地域計画の変更に対する意見決定について」農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に規定する地域計画を変更することについて、同法第１９条第６項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画（案）について意見を求める。令和８年８月７日提出、山江村農業委員会会長。別冊でホチキス止めの内山村長の印鑑が打ってある書類ですけども､「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」という照会文の方をご覧ください。１ページを開いていただいて、今回の変更の説明資料がついております。今回変更する地域は山田①地域です。初めての方がいらっしゃいますので、地域計画につきましてはですね、山江村は 3 つございます。山田①地域と山田②地域と万江地域の分けております。山田①地域はここら辺の山田の役場の周辺と合戦の峰の方です。山田②地域は別府、蓑原といった、相良寄りの方の地域を分けております。農林業センサスの調査区域で区切っているところでございます。地域計画につきましては、近年の農業者の高齢化や、担い手不足、耕作放棄地の増加といった課題に対応するために、地域の話し合いを含めて１０年後の農地利用の将来像をまとめるということで、各地域の今後の未来の設計図のような感じで担い手に、農地を集めたりですね、農地をどうしたいかとか、地域で話し合いながら、農地を守っていくというような計画を立てております。それに対しまして、変更があった場合にはですね、農業員会の意見を求められますので、その変更に対して審議をいただくということになります。資料に戻っていただきまして、今回変更されます農地が、ローマ数字のⅠにあります農地です。変更理由としましては、令和８年４月期総会でご審議いただきました農地中間管理機構特例事業による農地売買により、農業を担う者へ集積されたことによるものでございます。ローマ数字Ⅱの１につきましては、ローマ数字Ⅰの変更を受けて、区域内の状況を変更しているところでございます。ローマ数字のⅡの２につきましては、農業を担う者への集積率の目標となります。今回 22.7%から 22.8%へ 0.1 ポイント上昇することになります。４につきましては、今回の案件を反映した農業を担う者の経営面積を変更したものとなります。次のページを開いていただきますと、地域計画山田①地域の計画が書いてあります。赤字で書いてある所が今回修正がかかる部分です。面積の移動だけですので、面積の分も変更になってます。２枚めくっていただいた後が地図を載せてあります。全体の地図と今回の圃場の赤囲みしてある図面が載っております。後

	ろから３枚目に場所、位置図と次に地籍図を載せてあります。（場所について説明）。最後が所有権移転関係の書類となっております。以上で説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。計画変更の内容を確認していただくため、しばらく時間を取りたいと思います。先ほど見ました村長の印鑑がある冊子の内容の確認をそれぞれお願いしたいと思います。
会長	皆さんそれぞれ資料のご確認をいただけましたでしょうか。ご確認いただけたようなので質疑に入りたいと思います。農業委員さんの方、何かこの資料につきまして、ご意見、ご質疑ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員さんの方からのご意見、ご質疑ございませんでしょうか。 （挙手）
会長	はい。〇〇委員。
〇〇推進委員	承認された時に他に何枚かあったと思うんですけどそれはここには書かないのですか。
事務局長	これはですね、抵当権抹消がついてたやつで、一番最後のやつです。他の農地は前回の３月の変更で行っております。残り１筆分の変更になります。
〇〇推進委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	再度、農業委員さんの方からご質疑ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	特にないようでございますので、農業委員会としての決定をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について、「意見なし」とすることに、異議がない方は挙手をお願います。 （全員挙手）

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手により、地域計画の変更については、「意見なし」といたします。
会長	次に、日程８「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いします。 「事務局より連絡」 〇配布物・提出物について（主に新任委員） 〇議事録について（署名願い） 〇農地情報の提供について（貸借・売買） 〇班編成について 〇全国農業新聞購読のお願いについて 〇活動記録表の提出について（総会終了後説明） 〇利用状況調査について（総会終了後説明） 〇制度学習会について
事務局長	事務局からは以上です。
会長	それぞれの委員さんから他にございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	それでは、日程９「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。 今後の行事について説明。
会長	それでは、日程１０「閉会」に移ります。 以上を持ちまして、農業委員会８月期総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和8年8月7日(金)午前10時15分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿